

社会福祉法人安城市こども未来事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安城市こども未来事業団の理事、監事及び評議員等（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において「役員等」とは、別表に定められたものをいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等がその職務に従事したときは報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 理事及び監事の報酬の額は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額については、安城市職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第2号）の規定に準じて支給する。この場合において、旅費の額は、同条例別表の係長以上の職務にある者として算定する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

この規程は、令和3年1月19日から施行し、同年1月15日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年6月11日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

職 名	報酬の額
理事長	日額 7,500 円

副理事長	日額 7,500 円
理事	日額 7,500 円
監事	日額 7,500 円
評議員	日額 7,500 円
評議員選任・解任委員会委員	日額 7,500 円
顧問	無報酬